

資料 1

第6回 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会 及び 第6回 長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会 合同会議の運営について

【会議の公開方法について】

インターネットでライブ配信及びアーカイブ配信

1 理由

平和公園のスポーツ施設の配置について、再検討を行うにあたり、施設利用者の視点等を取り入れ、より深い議論を行っていく必要があることから、開かれた場での議論が必要であり、議論の透明性を高める必要があるため。

2 運用方法

別紙のとおりとする

3 その他

インターネットでの視聴環境がない方のために、プライバシーの確保及び開かれた場での議論の必要性から、当該会議の会場とは別の会場に視聴席を設ける

1 趣旨

長崎市附属機関の会議の公開に関する要領の5（5）の規定に基づき、平和公園のスポーツ施設の配置について、再検討を行うにあたり、施設利用者の視点等を取り入れ、より深い議論を行っていく必要があることから、開かれた場での議論を目的に、長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会（以下「部会」という。）のインターネット中継（ライブ配信及びアーカイブ配信をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定める。

2 用語の定義

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中継映像 議場の設備を用いて会議の模様を撮影した映像及び音声をいう。
- (2) ライブ配信 中継映像の撮影と同時にインターネットを利用して配信し公開することをいう。
- (3) アーカイブ配信 中継映像をデータとして記録し、編集を行った後にインターネットを利用して配信し公開することをいう。

3 インターネット中継の対象

インターネット中継の対象は、部会の公開の決議後（2回目以降は開会）から閉会までとする。

4 アーカイブ配信における編集

部会長および長崎市が、アーカイブ配信を行わない特別の理由があると認めるとときは、削除又は編集加工する。

5 配信期間

アーカイブ配信は、原則として会議のあった日から開始し、議事録公開までの期間とする。

6 被写体

被写体は、出席した委員、臨時委員、報道機関及び執行機関の出席者も撮影の対象とする。

7 映像配信の中止及び削除

部会長及び長崎市は、不測の事態、事故等やむを得ない事情があると認めるときは、ライブ配信の中止及びアーカイブ配信の削除をすることができる。

8 著作権の帰属

中継映像の著作権は、長崎市に帰属し、土木部土木企画課が管理する。

9 インターネット中継の位置付け

インターネット中継は、長崎市附属機関の会議の公開に関する要領の5（5）の規定に基づく公開方法である。

10 免責

長崎市は、インターネット中継を利用したこと又はインターネット中継の情報を使用したことによる起因する損害の発生について一切の責任を負わない。

11 庶務

インターネット中継に関する庶務は、土木部土木企画課において処理する。

12 その他

上記に定めるもののほか、インターネット中継に関する必要な事項は、部会に諮り、部会長が決定する。